

災害補償制度について

平成 1 5 年 7 月 3 1 日

農 林 水 産 省

目 次

I 農業災害補償制度について	1
II 森林国営保険制度について	7
III 漁船損害等補償制度について	10
IV 漁業災害補償制度について	13
(参考) 農林漁業保険審査会について	16

I 農業災害補償制度について

1 趣 旨

農業災害補償制度は、自然災害を中心とする農業災害の特殊性にかんがみ、農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を保険の仕組みにより補てんして農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としており、昭和22年に創設されて以来、国の農業災害対策の最も重要な柱である。

2 制度の仕組み

農業災害補償制度は、農業共済組合等（農業共済組合又は共済事業を行う市町村）、農業共済組合連合会、国（農業共済再保険特別会計）の三段階制での運営を基本としている（次頁参照）。

農業共済組合等は、農家から共済掛金を徴収し、被災農家に共済金を支払う責任を負うが、共済責任の一部を連合会の保険に付し、更に連合会はその一部について国の再保険に付すことにより、全国的に危険を分散している。

3 国の助成

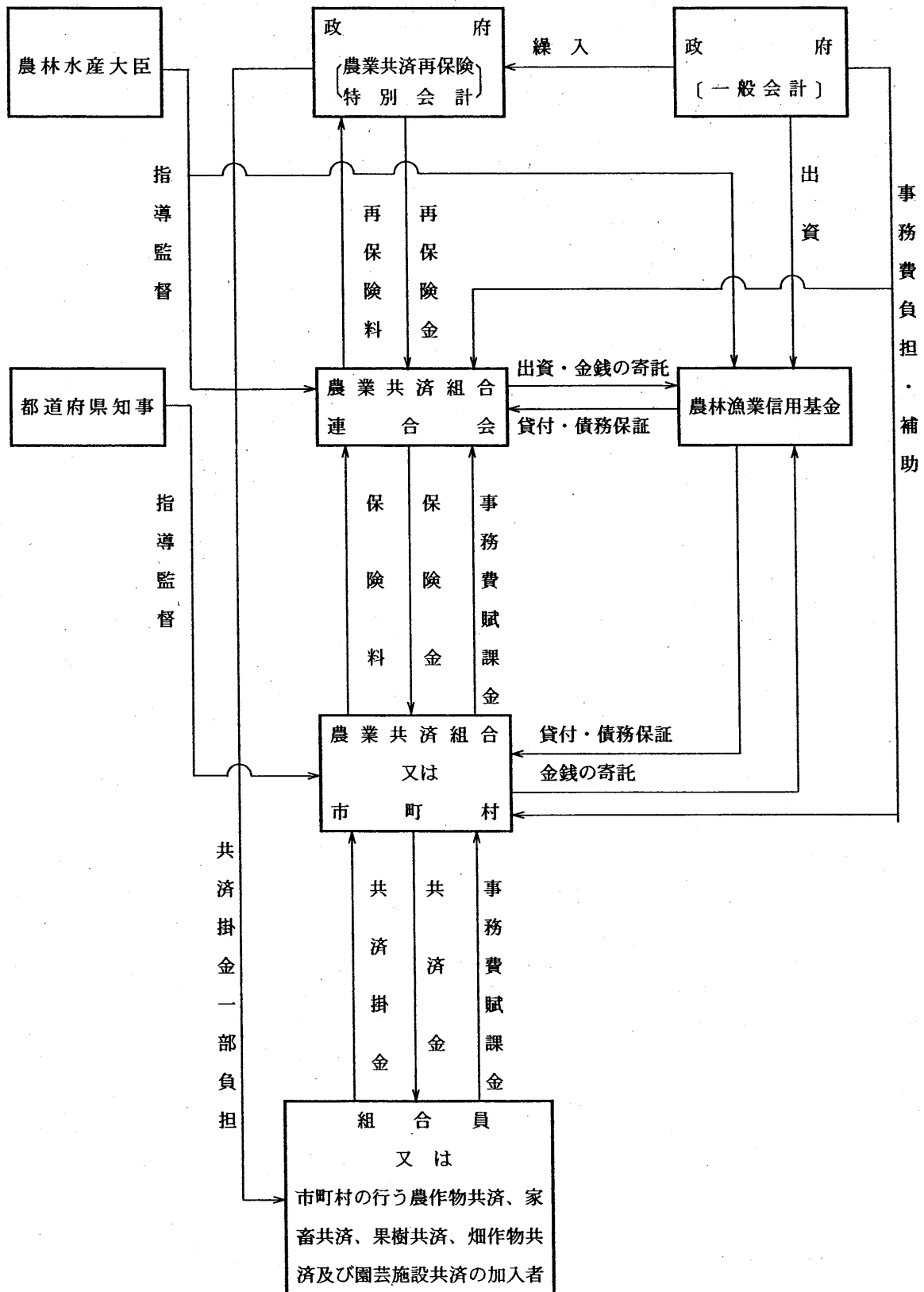
農家の支払う共済掛金並びに農業共済組合等及び農業共済組合連合会の事務費の一部を国庫負担している。

平成15年度農業共済関係予算の総額は、1,226億円（うち農業共済事業事務費負担金529億円、共済掛金国庫負担金664億円）である。

4 事業の種類

事業の種類	共済目的（各共済事業の対象となっている作目）
農作物共済	水稻、麦、陸稻
家畜共済	牛（肉牛の子牛・胎児を含む。）、馬、豚
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭
園芸施設共済	ガラス室、プラスチックハウス（附帯施設、施設内農作物を含む。）

農業災害補償制度の機構



5 引受方式の種類（農作物共済の場合）

引 受 方 式	共済金が支払われる場合
一筆単位方式	耕地ごとの減収量が基準収穫量の100分の30を超えた場合
半相殺農家単位方式	耕地ごとの減収量の合計が農家の基準収穫量の100分の20を超えた場合
全相殺農家単位方式	農家ごとの減収量が基準収穫量の100分の10を超えた場合
災害収入共済方式	農作物の減収又は品質の低下があり、かつ、生産金額が基準生産金額の100分の90に達しない場合

6 農業共済事業の引受実績（平成14年産・度）

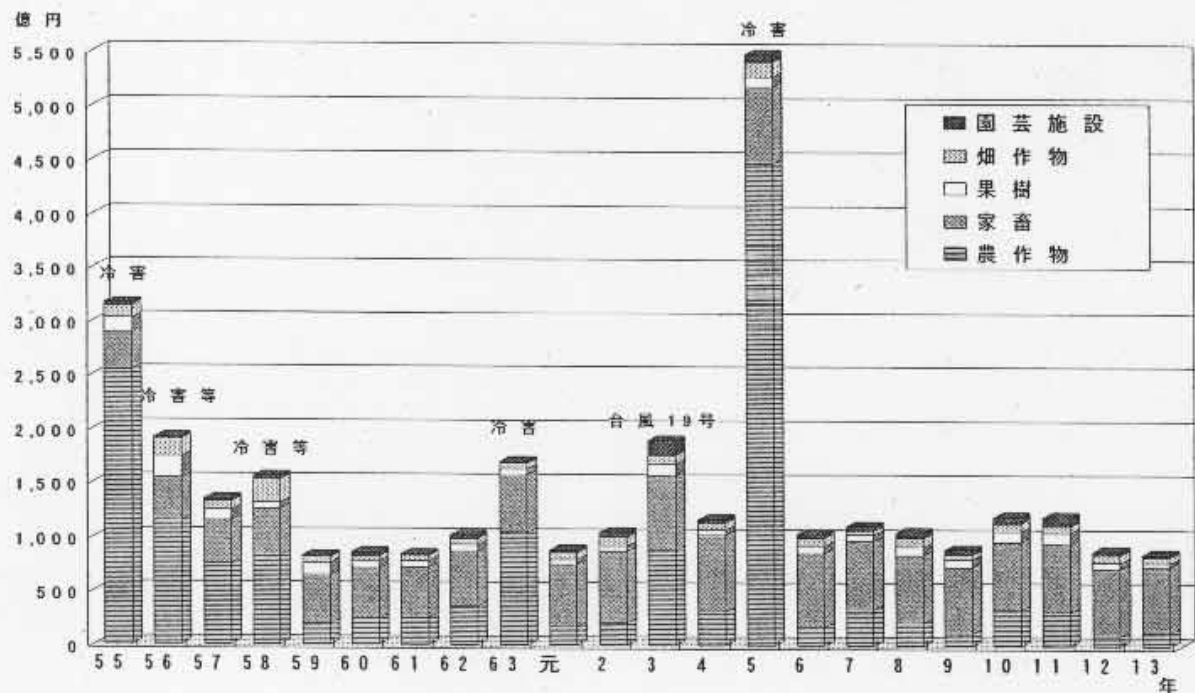
事業名	引受戸数	引受数量	引受率	共済金額	共済掛金
	千戸	千ha	%	億円	億円
農作物共済	2,330	1,746		14,529	552
水 稲	2,224	1,518	90.2	13,539	431
陸 稲	2	0.4	7.7	1	0.2
麦	105	227	83.5	988	121
家畜共済	120	千頭		7,354	659
乳用牛	27	1,595	100.0	3,059	422
肉用牛等	87	2,418	64.6	3,603	193
馬	4	37	85.4	435	14
種 豚	2	181	17.6	95	10
肉 豚	1	1,599	15.2	162	20
果樹共済	98	千ha		1,188	68
収 穫	94	47	24.2	1,110	67
樹 体	4	1	4.2	78	1
畑作物共済	109			1,388	98
農作物	107	211	50.3	1,378	98
蚕 繭	2	22千箱	81.7	10	0.2
園芸施設共済	243	25	45.8	4,291	66
合 計	2,901			28,749	1,444

（注）引受率は、面積、頭数又は箱数によるものである。

7 共済掛金の状況（平成14年産・度）

事業名	総額	国庫負担	農家負担	1戸当たり	10a, 1頭当たり
				円	円
農作物共済	55,207	28,056	27,151		
水稲	43,122	21,561	21,562	9,696	1,420
陸稲	24	12	12	7,576	2,931
麦	12,060	6,483	5,577	53,353	2,460
家畜共済	65,925	31,862	34,063		
乳用牛	42,169	20,889	21,279	780,515	13,342
肉用牛等	19,324	9,224	10,099	115,803	4,178
馬	1,437	559	878	241,057	23,783
種豚	1,035	405	630	382,773	3,470
肉豚	1,960	784	1,176	1,943,835	736
果樹共済	6,808	3,404	3,404		
収穫	6,727	3,364	3,364	35,920	7,226
樹体	81	40	40	8,979	3,028
畑作物共済	9,845	5,413	4,431		
農作物	9,820	5,401	4,419	41,355	2,090
蚕繭	25	12	12	6,304	552
園芸施設共済	6,610	3,299	3,311	13,607	13,505
合計	144,395	72,034	72,361		

8 共済金の支払状況



農業災害補償法の一部を改正する法律（概要）について

平成15年7月
農林水産省経営局

I 趣 旨

食料・農業・農村基本法が目指す望ましい農業構造の実現のため、意欲ある農業の担い手が創意工夫を生かした農業経営を展開するための条件を整備し、農業の構造改革を推進・加速させるため、所要の措置を講ずる。

II 概 要

1 農業者の経営実態に応じた補償の選択の拡大のための措置

- ① 特定の引受方式に係る農林水産大臣による地域指定を廃止し、共済規程等で複数の引受方式を選択できるようにする〔農作物共済・果樹共済・畑作物共済〕（第106条第1項、第120条の6第1項、第120条の14第1項等関係）。
- ② 各引受方式ごとに固定されている共済金の支払開始損害割合の引上げができるようにする〔農作物共済〕（第109条第1項等関係）。
- ③ 乳牛の子牛及び胎児を共済の対象とすることができるようにする〔家畜共済〕（第84条第2項関係）。

2 最近における農業生産の実態に即した合理的な補償のための措置

- ① 災害収入共済方式（災害による減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少を補償する引受方式）に、品種、栽培方法等による類区分を導入する〔農作物共済〕（第150条の3の3等関係）。
- ② 死亡及び廃用事故に対する共済金の支払に一定の限度を設ける〔家畜共済〕（第116条第1項等関係）。

3 農業共済団体の運営の合理化のための措置

- ① 農業共済団体の共済事業等に関する自治法規として、定款のほか、新たに通常の総会議決で変更可能な共済規程又は保険規程を導入する（第29条、第30条等関係）。
- ② 共済細目書について、書面に代えて、電磁的方法により提出することができるようにする（第105条第3項及び第4項関係）。

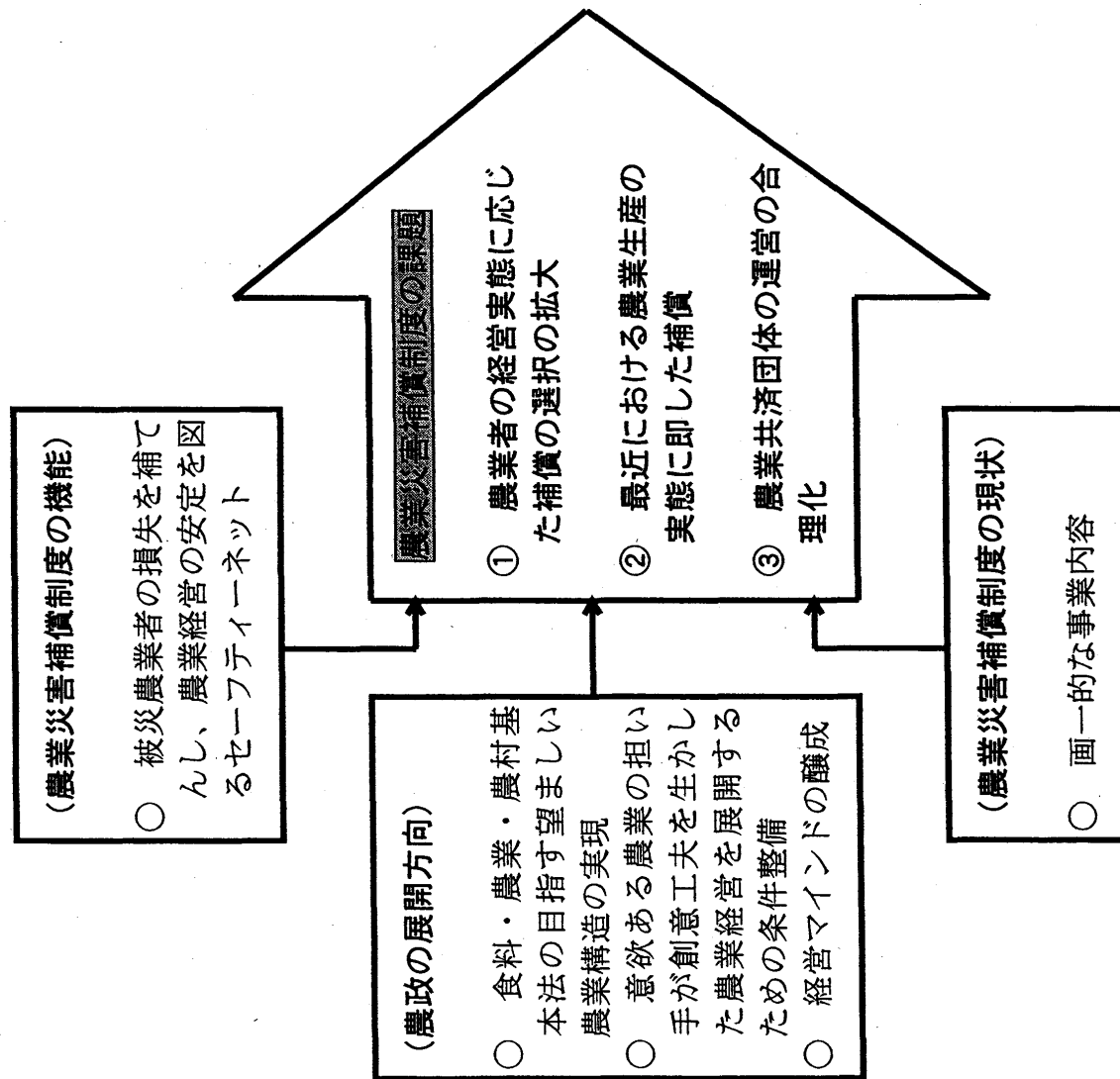
4 その他

その他所要の規定の整備を行う。

5 施行期日

平成16年4月1日から施行（附則第1条関係）。

農業災害補償法の改正について



改正の内容

- ① 農業者の経営実態に応じた補償の選択の拡大
 - ・ 農家による引受方式の選択の拡大 **農果畑**
 - ・ 共済金の支払開始損害割合の弾力化 **農**
 - ・ 乳牛の子牛・胎児の共済目的への追加等 **畜**
 - ・ 樹園地単位方式及び一筆単位方式の導入 **果畑**
 - ・ 一括加入制の緩和 **畑**
- ② 最近における農業生産の実態に即した補償
 - ・ 災害収入共済方式への類区分の導入 **農**
 - ・ 共同防除に係る国庫補助等の廃止 **農 畜**
 - ・ 死傷事故の共済金支払限度の設定 **畜**
- ③ 農業共済団体の運営の合理化
 - ・ 農業共済団体の議決権・選挙権に係る規定の整備
 - ・ 共済規程及び保険規程の導入
 - ・ 共済細目書の電子化

(注) **農**：農作物共済，**畜**：家畜共済，**果**：果樹共済，**畑**：畑作物共済

Ⅱ 森林国営保険制度について

1 趣 旨

森林国営保険制度は、政府が森林国営保険法等に基づき森林について火災、気象災及び噴火災による損失をてん補することを通じて森林資源の維持培養及び林業経営の安定に資するものである。本制度は、昭和12年に林齢20年生以下の森林を対象に火災を保険対象事故として創設されて以来、森林被害の発生状況や森林所有者の保険需要の変化等に対応し、林齢制限の撤廃、保険事故の追加を行う等の制度改正を経てきている。

2 事業内容

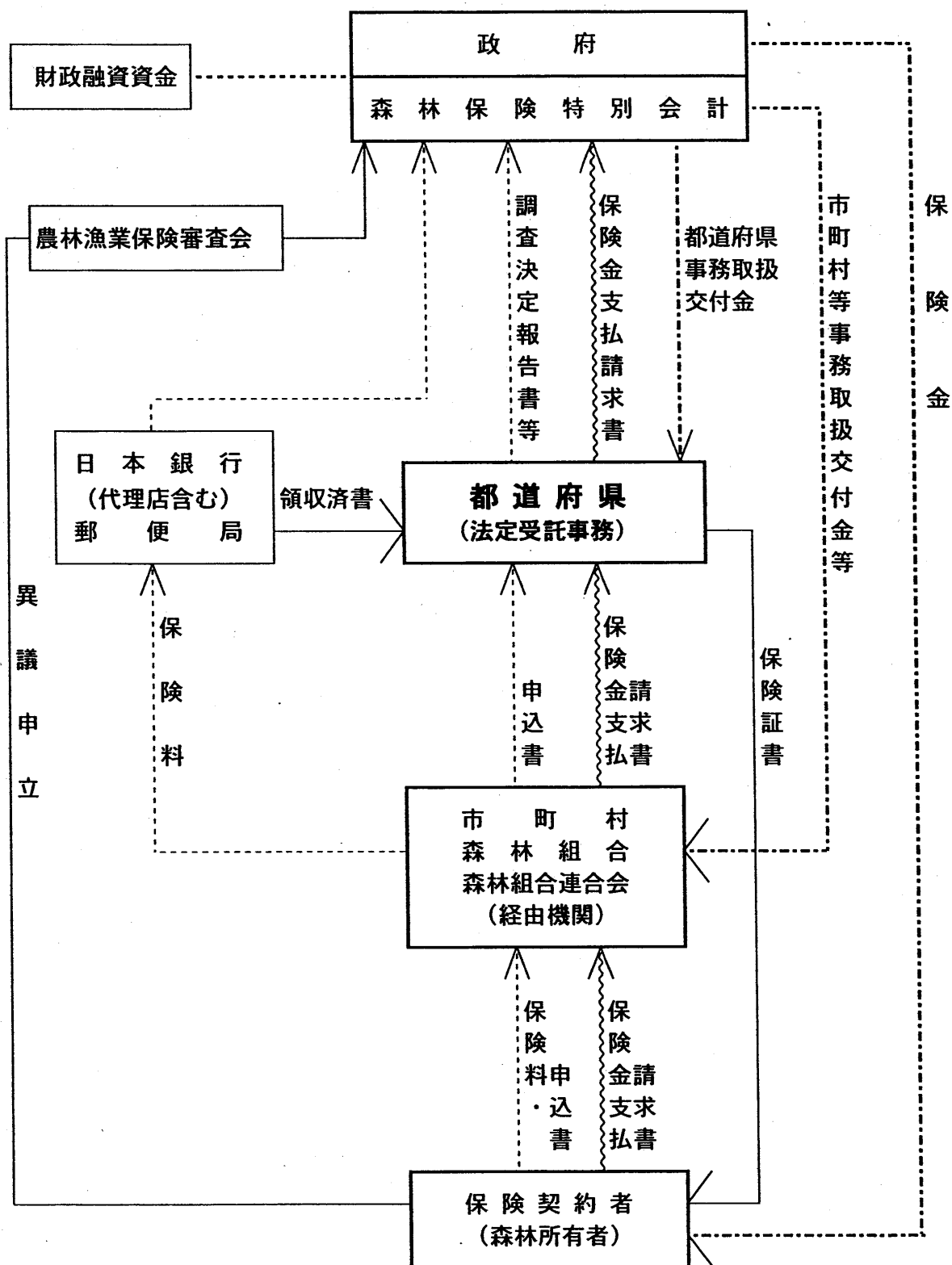
(1) 制度の仕組み

森林国営保険制度は、政府が保険者となり、事務の一部を都道府県に委任するとともに、市町村、森林組合及び森林組合連合会に対して保険料受取事務等の窓口事務を委任することにより運営している。

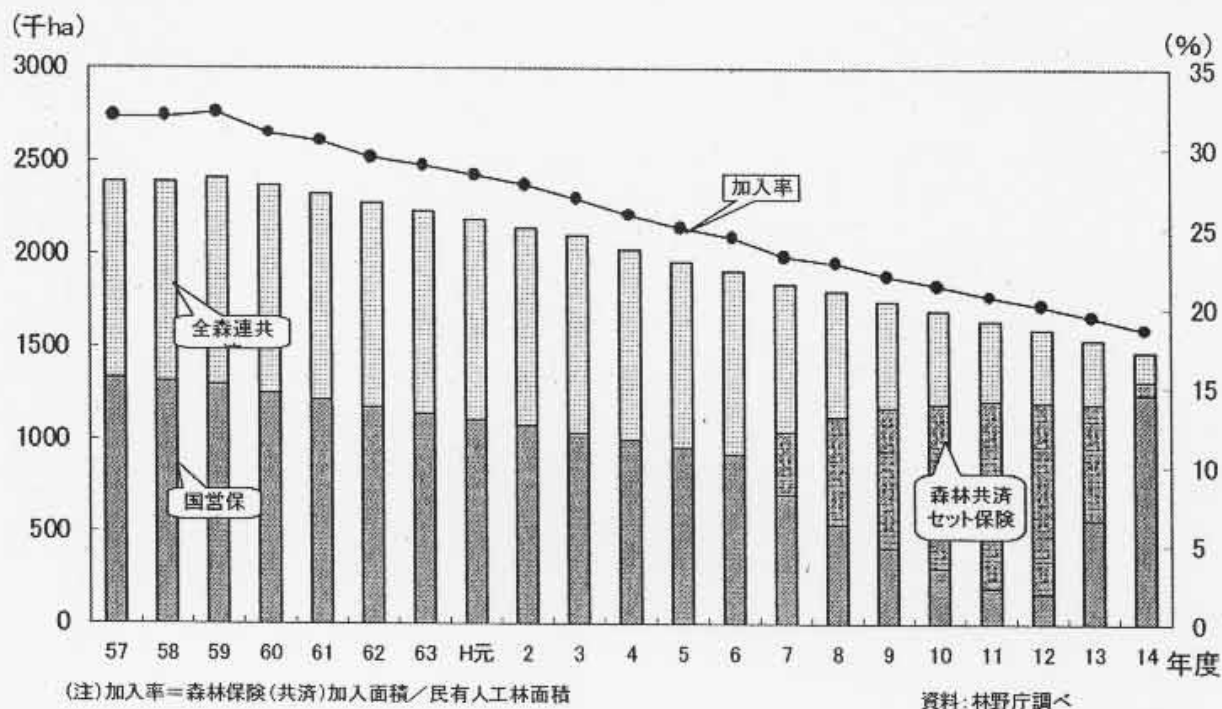
(2) 契約事項の内容

区 分	内 容
保 險 者	政府
被 保 險 者	保険の目的の所有者に限る。
保険契約者	被保険者以外の者も保険契約者となることができる。
保険の目的	人工により生立させた樹木の集団
保 險 事 故	火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害に限る。）、噴火災
保 險 金 額	樹種、林齢別に定めた標準金額を限度とする（ただし、国又は都道府県が評価した額による契約も可）。
保 險 料 率	保険金額1,000円につき樹種、林齢及び地域ごとに定める。

◎ 森林国営保険の組織



◎ 加入率等の推移



◎ 民間損保との比較

区 分		民間会社による森林損保の例	森林国営保険
契約内容	保険の対象	人工林、天然林、伐倒木等	人工林
	対 象 事 故	火災	火災、気象災及び噴火災
	保 険 期 間	20年	制限なし

◎ 年度別損害てん補状況

(単位: 金額、百万円)

年 度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
国営保険単独	2,168	1,110	1,681	527	414	169	132	127	199	317
セツト保 険			—	263	907	760	1,048	1,247	791	310
全 森 連 共 済	2,600	1,338	654	344	330	225	379	221	876	53
計	4,768	2,448	2,335	1,134	1,652	1,154	1,559	1,595	1,866	680

(注) 支払ベースである。四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

Ⅲ 漁船損害等補償制度について

1 漁船損害等補償制度の目的と仕組み

(1) 目的（漁船損害等補償法第1条）

漁船につき不慮の事故による損害の復旧及び適期における更新を容易にするとともに、漁船の運航に伴う不慮の費用の負担及び責任等の発生により漁業経営が困難となることを防止し、並びに漁船に積載した漁獲物等につき不慮の事故による損害を補てんするための措置を定め、併せてこれらを補完する措置を講じ、もって漁業経営の安定に資する。

(2) 仕組み

- ① 地域又は漁業種類毎に漁船保険の保険の目的たるべき漁船の所有者又は使用者が漁船保険組合を設立し、中小漁業者の相互扶助の精神に基づき、1000トン未満の漁船を対象とする相互保険として漁船保険等を実施し、
- ② 組合を会員として設立された漁船保険中央会が、組合の保険責任（国が再保険するものを除く。）の一部を分担（再保険）するとともに、
- ③ 国は特別会計において、漁船保険中央会及び組合の保険責任の一部を分担（再々保険及び再保険）している。また、100トン未満の保険加入漁船に対し、保険料の一部を負担している。

2 漁船保険等の種類

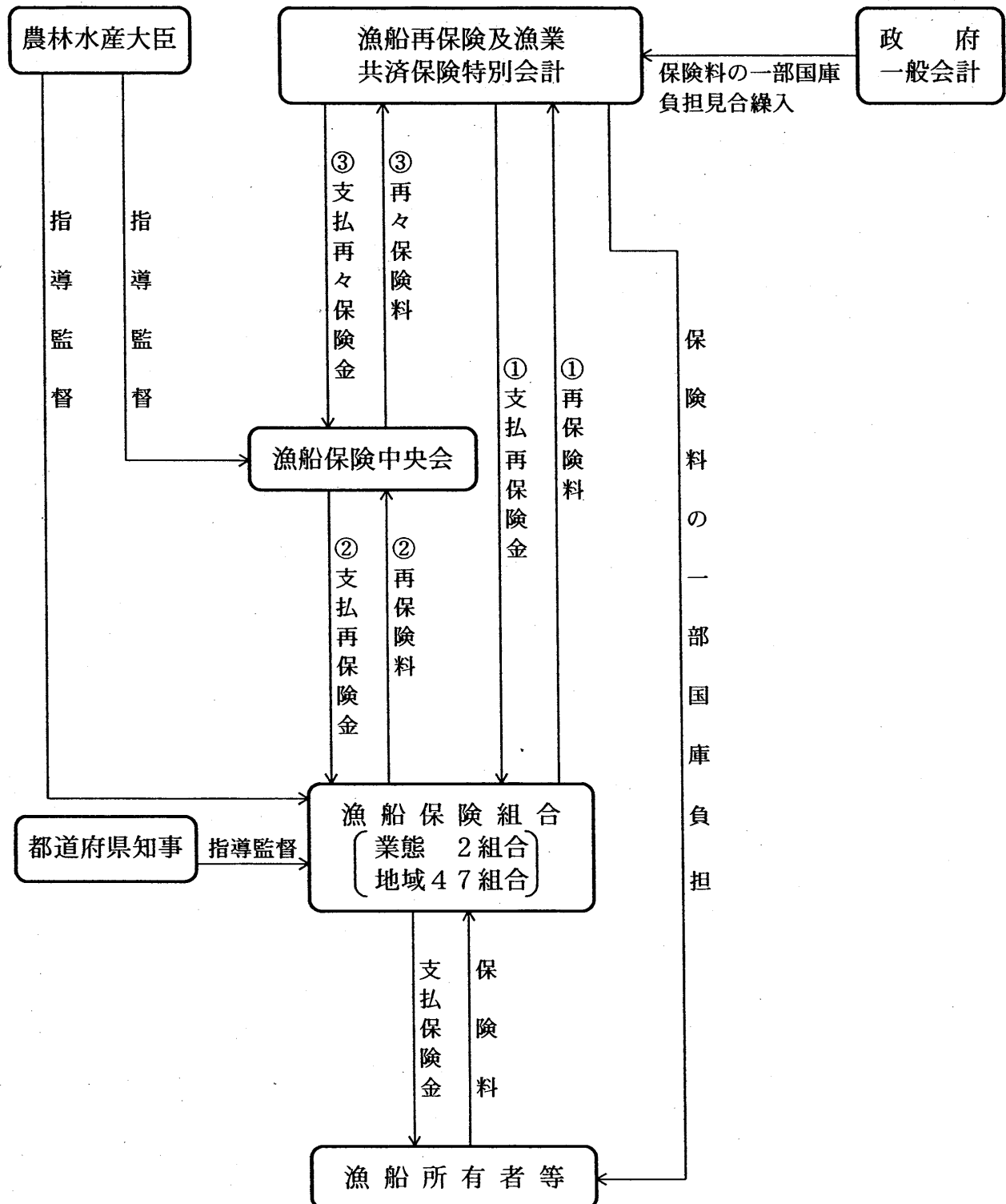
(1) 漁船損害等補償法に基づく保険

漁船保険	普通損害保険	漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故（戦乱等によるものを除く。）により生じた損害をてん補する。
	満期保険	漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故（戦乱等によるものを除く。）により生じた損害をてん補するとともに、保険期間が満了した場合に保険金額相当の保険金を支払う。
	特殊保険	漁船につき、戦乱等による滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害をてん補する。
漁船船主責任保険		漁船の運航に伴って生じた不慮の費用及び損害賠償責任に基づく損害（戦乱等によるものを除く。）を補償する。
	基本損害	人命及び乗客損害以外の自己が負担しなければならない費用の負担、又は自己の賠償責任に基づく賠償。
	人命損害	漁船の運航に伴って生じた当該漁船の乗組員の死亡等に対する労働協約等に基づく支払。
	乗客損害	漁船の運航に伴って生じた当該漁船の利用者の死亡等の事故により生じた損害の賠償又は費用の負担。
漁船乗組船主保険		漁船の運航に伴って、乗組船主に死亡その他の事故が生じた場合（戦乱等によるものを除く。）に一定の金額を支払う。
漁船積荷保険		漁船に積載した漁獲物等につき、滅失、流失、損傷その他の事故（戦乱等によるものを除く。）により生じた損害をてん補する。
任意保険		漁船により漁獲され漁船以外の船舶で漁場から運搬中の漁獲物又はその製品につき、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害をてん補する。
		スポーツ又はレクリエーションの用に供する小型の船舶（プレジャーボート）の運航に伴いプレジャーボートの所有者等が負担する次の損害をてん補する。 ① 漁船その他の船舶等に対する賠償責任に基づく賠償による損害。 ② 漁船その他の船舶によるプレジャーボート又はその乗組員の捜索又は救助に要した費用負担による損害。

(2) 漁船乗組員給与保険法に基づく保険

漁船乗組員給与保険	乗組員が抑留された場合の給与の支払いを保障するため、保険加入事業主の支払うべき給与に代えて保険金を支給する。
-----------	--

漁船損害等補償制度の機構



(注) 上記の①、②及び③については、

- ・国が再保険する①は、特殊保険及び漁船乗組員給与保険
- ・漁船保険中央会が再保険する②は、普通保険、漁船船主責任保険、漁船積荷保険、漁船乗組船主保険及び任意保険
- ・国が再々保険する③は、②のうち普通保険（満期保険の損害部分のみ）、漁船船主責任保険（基本損害のみ）、漁船積荷保険である。

漁船保険等の実施状況（平成13年度）

（単位：百万円）

区 分	引 受				事 故		
	加入隻数	保険金額	純保険料	再保険料	事故件数	支払保険金	支払再保険金
普 通 保 険 (参考)	隻				件		
加入隻数	224,658	1,346,152	19,070	16,348	62,452	19,710	17,091
在籍漁船隻数	347,714						
保険加入率	64.61%						
漁船船主責任保険							
基本損害	221,001	15,387,605	3,954	3,480	2,344	2,481	2,228
人命損害	10,036	30,085	45	41	14	28	26
乗客損害	13,771	4,634,340	315	282	56	110	99
計（延べ）	244,808	20,052,030	4,314	3,803	2,414	2,619	2,353
漁船乗組船主保険	26,361	37,232	46	41	22	28	25
漁船積荷保険	1,015	132,325	346	311	18	175	158
特 殊 保 険	218	33,256	34	30	3	51	46
漁船乗組員給与保険	155	491	5	5	3	7	6
計（延べ）	497,215	21,601,486	23,815	20,538	64,912	22,590	19,679

資料 漁船保険統計表、漁船船主責任保険・漁船乗組船主保険統計表及び漁船積荷保険統計表

Ⅳ 漁業災害補償制度について

1 漁業災害補償制度の目的と仕組み

(1) 目的

漁業災害補償制度は、中小漁業者の営む漁業について、異常の事象又は不慮の事故によって受ける損失を相互にてん補することにより、漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的としている。(漁業災害補償法第1条)

(2) 仕組み

① 都道府県ごとに漁協及び漁連を組合員として設立された漁業共済組合は、中小漁業者の相互救済の精神を基調として漁業共済事業を実施している。

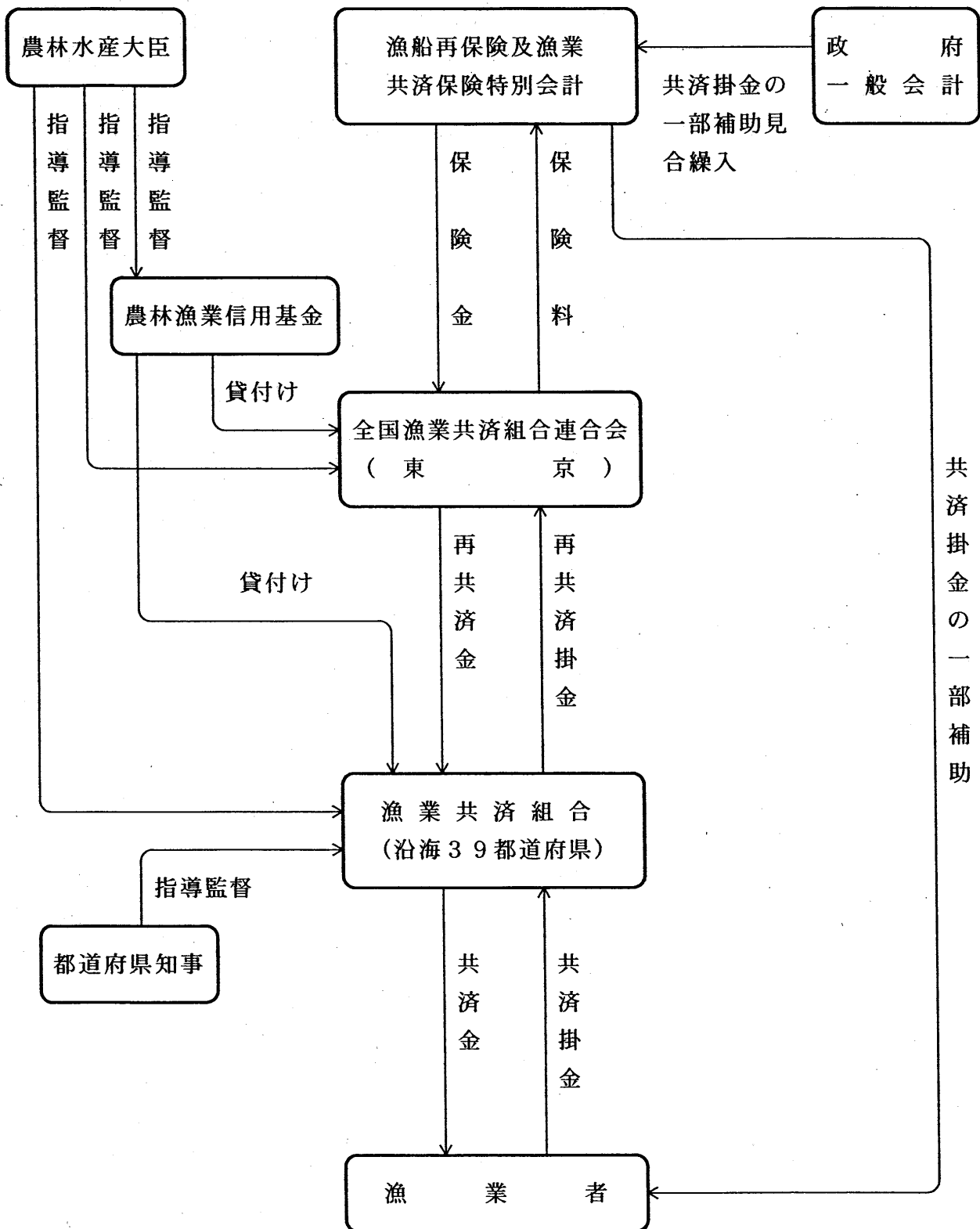
また、漁業共済組合を会員として設立された全国漁業共済組合連合会は、共済責任の一部を分担（再共済）している。

② 国は、中小漁業者に対し共済掛金の一部を補助するとともに、特別会計により再共済の責任の一部を分担（保険）している。

2 漁業共済事業の種類及び事業の性格

種 類	事 業 の 性 格
漁 獲 共 済	漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失を補償する。
養 殖 共 済	養殖水産動植物の死亡、流失等による損害を補償する。
特定養殖共済	特定の養殖業について、生産金額が減少し、かつ、生産数量が一定量に達しない場合の損失を補償する。
漁業施設共済	供用中の養殖施設又は漁具の損壊等による損害を補償する。

漁業災害補償制度の機構



平成12年度契約に係る漁業共済事業の引受及び支払状況

(単位：百万円)

区 分	引受件数	共済限度額 (又は共済価額)	共済金額	純共済掛金	支払件数	支払共済金
	件				件	
漁獲共済	14,130	479,092	223,225	9,195	4,453	7,507
養殖共済	7,188	116,405	80,129	3,623	1,324	2,141
特定養殖共済	3,464	90,023	58,142	2,407	1,090	3,507
漁具共済	303	4,139	1,973	140	33	69
合 計	25,085	689,659	363,469	15,365	6,900	13,224
(参考)						
平成10年度契約に係る引受 及び支払状況	24,983	662,960	368,163	14,872	11,241	18,673

(注) 引受件数は確定済みであるが、支払件数は平成14年3月末現在の支払実績である。漁具共済については、平成14年10月の制度改正により漁業施設共済となった。

(参考) 農林漁業保険審査会について

農林漁業保険審査会は、農林水産大臣により任命された20人の委員により組織される。

審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

また、農林漁業保険審査会には、森林保険部会、農業共済再保険部会、漁船再保険部会及び漁業共済保険部会の4部会が置かれている。

○ 農林漁業保険審査会の部会と各部会の所掌事務

部 会	所 掌 事 務
森林保険部会	森林保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。
農業共済再保険部会	農業共済再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。
漁船再保険部会	漁船再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。
漁業共済保険部会	漁業共済保険事業に関する政府の処分についてなされた申立についての審査に関すること。